

ほっかいどう矯正だより

第15号（令和5年5月10日）

第二次再犯防止推進計画（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）が閣議決定されました

令和5年3月17日、第二次再犯防止推進計画（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）が閣議決定されました。本計画においては、第一次計画下の各種取組の成果と課題を踏まえて、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく生活していくための息の長い支援の実現、支援の実効性を高めるための相談拠点及び支援連携拠点の構築、地方公共団体・民間協力者との連携強化といった基本的な視点の下、**7つの重点課題**を設定し、**96の具体的な施策**が掲げられました。特に犯罪をした者等が、**社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことの重要性**を踏まえて、新たに「**地域による包摂の推進**」が重点課題に位置付けられ、国と都道府県、そして市区町村の役割が初めて示されました。

7つの重点課題

1 就労・住居の確保

[就労の確保]

- 拘禁刑創設を踏まえた刑務作業・職業訓練の充実
- 多様な協力雇用主の確保や職場定着支援

[住居の確保]

- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実強化
- 地域社会における定住先の確保



2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

[高齢者又は障害のある者等への支援]

- ニーズの把握・動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援

[薬物依存の問題を抱える者への支援]

- 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

3 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校の連携による学びの継続支援
- 学校や地域社会における修学支援



4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、少年、女性等の特性に応じた指導等の充実
- 刑法及び少年法の改正等を踏まえた処遇の充実

5 民間協力者の活動の促進【Renewal】

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
- 民間協力者の活動の促進
 - 時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の活動環境等について、**2年を** 目途として検討・試行を実施
 - 保護司専用ホームページの機能拡充など、**保護司活動の一層のデジタル化**
 - NPO法人や自助グループ等の民間協力者、弁護士・弁護士会等との一層の連携強化
 - 民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進



- 国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援
- 地域における支援連携の強化と相談できる場所の充実



【国・都道府県・市区町村の役割】

国	刑事司法手続きの枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

- ・ 上記役割を十全に果たすことができるよう、**地域公共団体に対する情報や知見の提供、各種行政サービスへのつなぎ、体制整備等**に関する支援を実施

【支援の連携強化】

- ・ 保護観察所における**地域援助**の推進
- ・ **更生保護地域連携拠点事業**の充実
- ・ 法務少年支援センターにおける**地域援助**の充実

【相談できる場所の充実】

- ・ **刑執行終了者等に対する援助**の充実
- ・ 更生保護施設による**訪問支援事業**の拡充



法務少年支援センターにおける地域援助の様子
(写真はイメージです)

矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

こんな時、ぜひ当課にご用命ください。

- ・ 地方再犯防止推進計画について相談したい。
- ・ 策定委員会・勉強会へ職員を派遣してほしい。
- ・ 再犯防止に関する統計データを提供してほしい。
- ・ 刑務所、少年院を見学してみたい。
- ・ 法務省が取り組む農福連携について知りたい。
- ・ 刑務所、少年院とコラボして何かをやりたい（イベント、勉強会など）。

等々



お気軽にご連絡ください。

本紙に関するお問合せ

法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021 (直通)

FAX 011-780-2207

メール: 1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

本誌バックナンバーは
札幌矯正管区フロントページに
掲載しております。

是非御覧ください。

フロントページQRコード▶

